

平成25年2月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成19年(行ウ)第134号 損害賠償等請求共同訴訟参加事件(住民訴訟)

口頭弁論終結日 平成24年10月31日

判 決

堺市 [REDACTED]

原告共同訴訟参加人 [REDACTED]

堺市堺区南瓦町3番1号

被 告	堺 市 長 竹 山 修 身
同 訴訟代理人弁護士	比 嘉 廉 丈
同	比 嘉 邦 子
同	渋 谷 元 宏
同	渋 谷 麻 衣 子
同	川 上 確
同 訴訟復代理人弁護士	筒 井 豊
同	橋 本 弘
被 告 指 定 代 理 人	竹 下 泰 夫
同	中 井 忠
同	和 田 森

堺市北区金岡町2365番地

被 告補 助 參 加 人	あ た ら し い 風
同 代 表 者	吉 川 守
同 訴訟代理人弁護士	阪 上 健

主 文

1 被告は、被告補助参加人に対し、392万1192円及び内343万3987円に対する平成24年10月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

- 2 被告が被告補助参加人に対し、392万1192円及び内343万3987円に対する平成24年10月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えとの請求をしないことが違法であることを確認する。
- 3 原告共同訴訟参加人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを10分し、その3を被告の負担とし、その余を原告共同訴訟参加人の負担とし、補助参加によって生じた費用は、これを10分し、その3を被告補助参加人の負担とし、その余を原告共同訴訟参加人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、被告補助参加人（以下「あたらしい風」という。）に対し、1076万8500円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告があたらしい風に対し、1076万8500円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えとの請求を怠ることは違法であることを確認する。

第2 事案の概要

- 1 事案の骨子
本件は、堺市の住民である原告共同訴訟参加人（以下「原告」という。）が、堺市議会の会派等であるあたらしい風が平成17年度に堺市から交付を受けた政務調査費1080万円のうち1076万8500円を目的外経費に充てており、堺市に不当利得として返還すべきであるのに、被告がその返還請求を違法に怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、あたらしい風に不当利得の返還及び遅延損害金の支払請求をすることを求めるとともに、同項3号に基づき、上記請求をしないことが違法であることの確認を求め、同様の請求をする住民訴訟に共同訴訟参加した事案である。

2 法令の定め等

(1) 地方自治法（平成20年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）

100条

13項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

14項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(2) 堺市議会の会派等に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年堺市条例第2号。平成19年堺市条例第49号による改正前のもの。以下「本件条例」という。甲共1）

1条（趣旨）

この条例は、地方自治法100条13項及び14項の規定に基づき、堺市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派等（会派及び会派に属さない議員が結成した団体をいう。以下同じ。）に対し政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

2条（交付対象）

政務調査費は、会派等に対して交付する。

3条（交付額及び交付の方法）

1項 会派等に対する政務調査費の月額は、30万円に毎月1日（基準日）における当該会派等の所属議員の数を乗じて得た額とする。

4条（使途基準）

会派等は、政務調査費を、規則に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

6条（収支報告書の提出）

1項 政務調査費の交付を受けた会派等の代表者及び經理責任者は、規則で定める様式により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2項 収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

7条（政務調査費の返還）

1項 市長は、政務調査費の交付を受けた会派等がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派等がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余の額がある場合は、当該額に相当する額の政務調査費の返還を当該会派等に命じなければならない。

2項 市長は、政務調査費の交付を受けた会派等の政務調査費の使途が4条の規定に明らかに違反していると認める場合は、当該違反して支出された額に相当する額の政務調査費の返還を当該会派等に命じなければならない。

(3) 堺市議会の会派等に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年堺市規則第27号。平成20年堺市規則第78号による改正前のもの。以下「本件規則」という。甲共2）

1条（趣旨）

この規則は、本件条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

6条（使途基準）

1項 政務調査費の使途基準は、別表項目の欄に掲げる項目ごとにおおむ

ね同表内容の欄に掲げるとおりとする。

2項 政務調査費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

(1) 交際費

(2) 党費その他の政党活動に関する経費

7条（会計処理）

1項 政務調査費の支出は、会派等の代表者が決定するものとする。

2項 政務調査費の支払手続は、支払伝票（様式第8号）により行うものとする。

3項 会派等の経理責任者は、政務調査費を支出したときは、領収書等の証拠書類を徴さなければならない。ただし、領収書等の証拠書類を徴することができない場合は、支払証明書（様式第9号）を作成するものとする。

4項 会派等の経理責任者は、前3項の規定する手続のほか、政務調査費の支出が旅行を伴うものであるときは出張命令簿（様式第10号）及び出張報告書（様式第11号）を、政務調査費の支出が備品の購入を伴うものであるときは備品台帳（様式第12号）を整理しなければならない。

5項 会派等は、政務調査費を管理するため、預金口座を設けなければならない。

6項 会派等の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、この条の規定により作成した会計書類、領収書等の証拠書類及び預金通帳を整理し、これらの帳簿、書類等を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日（預金通帳については、最終記載日）から起算して3年を経過する日まで保管しなければならない。

8条（実績報告）

1項 会派等の代表者及び経理責任者は、本件条例6条1項の規定により

収支報告書を提出するときは、併せて事業実施報告書を提出しなければならない。

別表（第6条関係）

政務調査費の使途基準

項目	内容
研究研修費	会派等が研究会又は研修会を開催するために必要な経費又は会派等の所属する議員等が他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝礼金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派等の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派等の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	会派等の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派等の調査研究活動、議会活動又は市の政策について住民に報告し、宣伝するために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派等が住民からの市政又は会派等の政策等に対する要望又は意見を聴取するための会議等の開催に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	会派等の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

事務所費	会派等の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置又は管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）
その他の経費	上記以外の経費で会派等の行う調査研究活動に必要な経費

3 前提事実（当事者間に争いのない事実及び証拠等により容易に認められる事実。以下、書証番号は特に断らない限り枝番号を含むものとする。）

(1) 当事者及び相手方等（弁論の全趣旨）

- ア 原告は、堺市の住民である。
- イ 被告は、堺市の執行機関である。
- ウ あたらしい風は、平成17年度において、堺市議会の会派等であった。
- エ 吉川守は、平成17年度において、あたらしい風の代表者であった。
- オ あたらしい風は、平成19年4月末日をもって解散した。

(2) 政務調査費の交付及び充当等

- ア 被告は、本件条例及び本件規則に基づき、あたらしい風に対し、平成17年度の政務調査費として、1080万円を交付した（甲A8、9）。
- イ あたらしい風は、堺市議會議長に対し、平成18年4月末日までに、事業実施報告書を添えて収支報告書（甲C3）を提出した。あたらしい風は、平成19年5月14日、同年6月18日及び同月25日、収支報告書を訂正し、その結果、平成17年度にあたらしい風が政務調査費を充てた経費の総額は、1076万8500円となった（甲A9）。
- ウ あたらしい風は、平成24年10月30日、堺市に対し、平成17年度の政務調査費の返還金として、20万3826円を支払った（丙I20、21）。

(3) 監査請求及び訴訟提起等

- ア(ア) 石崎善隆は、堺市監査委員に対し、平成19年2月22日、平成16

年度及び平成17年度にあたらしい風ほかに交付された政務調査費につき、監査請求を行った（甲C1）。

(イ) 堺市監査委員は、平成19年4月23日付けで、石崎善隆に対し、上記監査請求には理由がない旨の監査結果を通知した（甲C5）。

(ウ) 石崎善隆は、同年5月23日、あたらしい風ほかに対して平成16年度及び平成17年度に交付した政務調査費の返還を請求するよう求める訴え（当庁平成17年（行ウ）第97号事件。以下「被参加事件」という。）を提起した（顕著な事実）。

イ(ア) 原告は、堺市監査委員に対し、平成19年5月1日、平成17年度にあたらしい風に交付された政務調査費につき、監査請求を行った（甲A3）。

(イ) 堺市監査委員は、平成19年6月28日付けで、原告に対し、上記監査請求には理由がない旨の監査結果の通知をした（甲A4）。

(ウ) 原告は、堺市監査委員に対し、平成19年7月2日、平成17年度にあたらしい風に交付された政務調査費につき、監査請求を行った（甲A5）。

(エ) 堺市監査委員は、上記監査請求を同月12日に受理した上（甲A6）、同年8月30日付けで、原告に対し、上記監査請求には理由がない旨の監査結果の通知をした（甲A7）。

(オ) 原告は、同年7月17日、本件共同訴訟参加の申出をした（顕著な事実）。

ウ(ア) 本件訴訟において、あたらしい風に対し、平成20年10月21日、訴訟告知書が送達された（顕著な事実）。

(イ) 石崎善隆は、平成24年4月26日、被参加事件に係る訴えを取り下げ、被告はこれに同意した（顕著な事実）。

第3 主たる争点及び当事者の主張

本件における主たる争点は、あたらしい風において政務調査費を充てた経費の支出が、①「会派等が行う」の要件を満たすか否か（争点1）、②個別の支出が本件規則の使途基準（以下「本件使途基準」という。）に反しているか否か（争点2）である。

1 争点1（「会派等が行う」の要件を満たすか否か）について

（原告の主張）

(1) 本件使途基準においては、その全ての項目において、「会派等」が主語となっており、会派等の活動であることを調査研究活動の要件としている。したがって、堺市における政務調査費に係る支出が適法であるというためには、「会派等が行った」ことを証明する必要があると解すべきである。

そして、最判平成21年7月7日・裁判集民事231号183頁によれば、会派等が行った調査活動というためには、①具体的な調査研究活動ごとの内容報告、②支出を求める金額の申請、③会派代表者の活動内容の承認、④経理責任者からの金額の承認、⑤経理責任者からの金員の交付の各要件を満たさなければならない。

(2) しかし、あたらしい風は、収支報告書を3度にわたり訂正しており、これは調査研究活動について所属議員の共通理解が図られていなかったからであって、会派の意思統一があったとはいはず、上記①の要件を満たさない。収支報告書の度重なる訂正是、あたらしい風代表の吉川守が、報告書の内容を吟味せずに承認印を押していたことを示すものであり、このような無責任な承認を行っていたあたらしい風が、会派内の調査研究活動について、互いに確認し合い、調査活動の妥当性を判断していたとは到底考えられない。

また、山中優子のホームページの記事によれば、あたらしい風においては、政務調査費を各議員の責任で管理するものとされており、上記②～⑤の要件を満たさない。このことは、報告書提出期限後も会計帳簿が整理されていなかつたこと、閲覧に供された会計帳簿も摘要欄がなく何に支出したか不明で

会計帳簿としての体裁をなしていなかったこと、支払証明書の筆跡や押印が不自然であることなどからも明らかである。

(3) あたらしい風は、原告の主張及び求釈明に対し、会計責任者である本松洋一の入院加療及びその後の死亡を理由に、反論及び回答をしない。あたらしい風の主張するように、各所属議員の政務調査活動を互いに把握・理解していたのであれば、本松洋一以外の所属議員によって反論及び回答が可能なはずである。それがなされないのは、調査研究活動の経過及び結果が会派に報告されないまま放置されていたからにほかならない。

(被告及びあたらしい風の主張)

あたらしい風においては、所属する議員がそれぞれの調査研究について日々報告し合い、日常の政務調査活動を互いに把握、理解しており、会派会議での意見交換において、相互に政務調査活動の内容等を確認し合っていた。各議員の個別の政務調査活動についても意思統一が図られていたものである。会派としての政務調査費の支出は、これにのっとってされていたものであるから、会派性の要件を満たすというべきである。

2 爭点2（個別の支出が本件使途基準に反しているか否か）について

(原告の主張)

(1) 総論

原告において、政務調査費に係る使途について、相当な根拠をもって疑義が存することを主張立証した場合においては、被告においてその疑義を解消するに足る主張、反証を行う必要があり、それがなされなかつた場合には、適正な支出がされなかつたものと推認されるというべきである。

なお、遅延損害金の起算日が訴訟告知書の送達の日の翌日からであるとのあたらしい風の主張については争わない。

(2) 個別の支出について

別紙主張一覧表の「原告の主張」欄記載のとおり。

(被告及びあたらしい風の主張)

(1) 総論

政務調査費の制度は、議員の調査研究活動の基盤を充実させることによつて、その審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るための制度である。この制度趣旨の観点からすると、政務調査費は市政に関する調査研究に直接用いられる費用に限られるものということはできず、調査研究活動に付随する費用等市政に関する調査研究を行うために必要となる費用も含まれるものというべきである。

そして、議会における会派等の市政に関する調査研究には、広範な分野での研究、研修、調査、視察及び資料購入などにより議員活動の活性化を図り、もって市政に反映されることが期待されていることから、どのような調査研究をするかについては、会派等又はその所属議員の自主的な判断を最大限尊重するという考えが根底にある。したがって、現行の地方自治制度における議会と執行機関との関係に鑑みると、一般的には、明らかに政務調査費制度の趣旨に反する支出でない限り違法とはいえない。

被告は、各会派から議長に提出された収支報告書及び事業実施報告書の写しの送付を受け、本件条例7条にのっとって、「残余の額がないこと」や「その使途が本件条例4条の規定に明らかに違反していると認められないこと」をそれぞれ確認している。したがって、堺市は、あたらしい風に対し、不当利得返還請求権を有しない。

なお、原告は平成19年5月1日からの遅延損害金を請求するよう主張しているけれども、遅延損害金の起算日は、あたらしい風に対して訴訟告知書が送達された日の翌日であると解すべきである。

(2) 個別の支出について

別紙主張一覧表の「被告・あたらしい風の主張」欄記載のとおり。なお、本松洋一議員が長期入院中のまま死亡したため、同議員に係る支出について

は認否反論することができない。

第4 当裁判所の判断

1 争点1（「会派等が行う」の要件を満たすか否か）について

(1) 本件使途基準にいう「会派等が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれを委ね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。そして、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである（最判平成22年2月23日裁判集民事233号83頁参照）。

(2) あたらしい風においては、代表者である吉川守が、政務調査費の收支報告書に代表者として記名押印しており、これに添付されている事業実施報告書には所属議員の主な活動について記載されている（甲A2, 9）ことからすると、吉川守は、各議員の政務調査費の支出について承認しているものと認められる。そして、その承認に係る内部的な意思決定手続等に関して特別の取決めがされていたような事情はうかがわれないから、吉川守が政務調査費の支出について承認は、会派の名において行われたものということができる。そうである以上、その承認は、会派自らがした承認と評価されるものであり、また、特段の事情のない限り、その所属議員の調査研究活動を会派のための活動として承認する趣旨のものと認めるのが相当である。

(3) これに対し、原告は、山中優子のホームページに政務調査費を各議員が管理している旨の記載があることや、あたらしい風の收支報告書が複数回訂正されていること、あたらしい風においては、同種の支出であるにもかかわらず、所属議員によって計上した費目が異なるものがあることなどから、吉川守において支出内容を吟味せずに承認したものであり、活動内容の報告もさ

れていなかつたと主張するけれども、これらの事実から直ちに活動内容の報告がなかつたとは認められず、原告主張の諸事情は上記特段の事情に当たらない。

(4) したがつて、本件各支出は、本件使途基準にいう「会派等が行う」との要件を満たすものということができ、争点1に関する原告の主張は、採用することができない。

2 争点2（個別の支出が本件使途基準に反しているか否か）について

(1) 判断枠組みについて

ア 地方自治法100条13項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会の会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができると規定し、この規定に基づき制定されている本件条例は、会派等は、政務調査費を、規則に定める使途基準に従つて使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないとされ（4条）、市長は、政務調査費の交付を受けた会派等がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派等がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余の額がある場合及び政務調査費の交付を受けた会派等の政務調査費の使途が本件条例4条の規定に明らかに違反していると認める場合は、当該額の政務調査費の返還を当該会派等に命じなければならない（7条）と規定している。

イ 以上のとおり、政務調査費が使途を限定して交付される公金であり、残余があればこれを返還しなければならないことに鑑みれば、本件条例に基づき政務調査費の交付を受けた会派等が、当該年度において交付を受けた政務調査費を市政の調査研究に資するため必要な経費以外のもの（目的外経費）に充てた場合には、当該会派等は、目的外経費に充てた部分に相当

する額について、堺市に対し、不当利得返還債務を負うものと解される。

ウ ただし、本件条例によれば、市長は、毎月、会派等に対して一定額の政務調査費を交付しなければならず（3条），会派の代表者及び経理責任者は、政務調査費に係る支出の総額並びに支出項目別の金額及び当該項目ごとの主たる支出の内訳等を記載した収支報告書を、政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならず（6条），市長は、政務調査費の交付を受けた会派等がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派等がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余の額がある場合、政務調査費の交付を受けた会派等の政務調査費の使途が本件条例4条の規定に明らかに違反していると認める場合は、当該額の政務調査費の返還を当該会派等に命じなければならない（7条）と規定している。このように、本件条例上、あらかじめ定められた一定額の政務調査費が会派等に交付され、当該会派等はその交付を受けた年度の翌年度の4月30日までにその支出の実績を報告し、残余があればこれを返還する制度となっていることからすれば、個々の支出行為の時点では、当該支出に政務調査費が充てられるかどうかはまだ未確定というべきであって、収支報告書により政務調査費に係る支出として計上されてはじめて、当該支出に政務調査費が充てられたことが確定することになる。したがって、上記のような政務調査費の制度を前提とするならば、厳密には、当該年度毎に目的外支出（あるいは、実際には支出していない架空支出）を収支報告書に記載することによって、不当利得が発生するというべきである。

エ そして、不当利得返還債務を基礎付ける具体的な事実、すなわち、会派等が目的外支出を収支報告書に記載することによって政務調査費の返還義務を免れた事実についての主張立証責任は、本来、原告が負うべきものである。しかし、本件規則7条が、会派等の経理責任者は、政務調査費の支出

について、会計帳簿を調製するとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を3年間保存しなければならないと規定していること、他方、本件条例及び本件規則の下では、個々の支出に係る領収証等を堺市に提出すべきものとはされておらず、堺市の住民がその有無及び内容を逐一把握することは困難であることなどを考慮すると、原告において、収支報告書に計上された支出が目的外支出であると疑うに足りる外形的事実を立証した場合には、被告及び被告補助参加人の側において、当該支出が目的外支出ではないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告及び被告補助参加人がそのような主張、立証を尽くさない場合には、当該支出が目的外支出であることが事実上推認されるというべきである。

(2) 山中優子議員関係の支出について

ア 研究研修費（甲A63の2）

(ア) 原告は、ベビーヒーリングタッチ教室及び大人のためのヨーガ教室の運営費合計5万4000円並びに与謝野晶子倶楽部の年会費及び参加費合計5500円の支出が違法であると主張する。

(イ) このうち、ベビーヒーリングタッチ教室及び大人のためのヨーガ教室については、その名称からして、参加した住民に対する講習会であると考えられるのであって、会派又は所属議員の調査研究のための活動とは直ちに認められないから、本件規則において研究研修費の支出が認められる「研究会又は研修会」には当たらないとの疑いが濃厚である。

これに対し、あたらしい風は、ベビーヒーリングタッチ教室につき、幼い子を持つ親の率直な思いを聞き、会話をする中で、若い世代や家庭の抱える課題を知り、種々の政策提言に活用していたと主張し、ヨーガ教室につき、介護予防にヨーガが有効であることを市民に体験してもらうことにより、福祉政策に対する提言に資する意見を聴取し、もって議会における審議能力を向上させるものであると主張する。

しかし、研究研修費の支出が認められる「研究会又は研修会」に当たるというためには、少なくとも会派所属議員が会合に参加して研究又は研修の主体となることが必要であると解されるところ、あたらしい風の主張によっても、各教室は、地域住民を対象にしたものであり、山中優子はその場に居合わせて参加者と会話をするにすぎないというのであるから、上記「研究会又は研修会」には該当しないというべきである。

また、あたらしい風の主張を広聴費として適法であるとする趣旨の主張と理解したとしても、広聴費に関する本件使途基準にいう「政策等に対する要望又は意見を聴取するための会議」に当たるというためには、少なくとも政策等に対する要望又は意見の聴取を目的とする会議であることが必要であると解されるところ、ベビーヒーリングタッチ教室の広告（甲A30）にはそのような目的があることをうかがわせる記載が全くないことや、各教室の参加者に対し、要望又は意見を聴取する前提として、何らかの政策等が示されたことをうかがわせる証拠もないことなどからすると、各教室の主たる目的は、ベビーヒーリングタッチやヨガを参加者に教えることにあったと推認するほかない。そうであれば、仮に各教室にあたらしい風が主張するような効果があったとしても、それは教室開催の副次的な効果にすぎないのであって、各教室が上記「政策等に対する要望又は意見を聴取するための会議」であると認めることはできない。

したがって、これらの支出については、目的外支出であると推認するのが相当である。

(ウ) また、与謝野晶子倶楽部の年会費及び参加費については、山中優子が参加した同倶楽部のイベントが記念講演と「鉄幹・晶子をうたう」と題するもののみであった（甲A32、63の2）ことからすると、山中優子は、同倶楽部において同好の者の交流や親睦を深める活動をしていた

にとどまり、市政の調査研究に関する活動を行っていなかつたのではないかと疑われる。

これに対し、あたらしい風は、様々な女性問題への関心が深まったとか、同俱楽部会員との交流から、市民の中で与謝野晶子がどのように認知され、評価されるのかを知ることによって、市の観光行政に関する政策提案の可能性が生まれていると主張する。しかし、あたらしい風は、与謝野晶子俱楽部の活動内容について立証しないから、上記の疑いを覆す立証があったとはいはず、目的外支出であると推認するのが相当である。

(エ) よって、研究研修費のうち、ベビーヒーリングタッチ教室及び大人のためのヨガ教室の運営費並びに与謝野晶子俱楽部の年会費及び参加費の合計5万9500円は、目的外支出である。

イ 調査旅費（甲A63の16）

(ア) 原告は、ガソリン代及び駐車料金の合計17万6858円の支出が違法であると主張する。

(イ) この点、山中優子は、家族旅行をした日である平成17年7月29日に支払ったガソリン代について政務調査費を支出している（甲A32）。山中優子は、平成19年5月29日、監査委員からの質問に対し、政務調査費として支出したガソリン代は政務調査活動のみに使用している、それ以外にもガソリン代はかかっているが、その分は自費で支出しており、按分をして調査旅費として支出したガソリン代のみを政務調査費としている旨回答した（甲A29）。

また、あたらしい風は、本件訴訟において、山中優子のガソリン代は、私的利用のものが含まれていたため、その総額の2分の1のみを調査旅費としたものであり、調査旅費の金額に見合う領収証を提出しようと誤って私的利用の領収証やガソリン代以外の領収書を提出することに

なつたものであると主張している。

(ウ) 以上によると、山中優子は、ガソリン代について政務調査費を支出する際、政務調査活動と私的利用分が含まれていたため按分する必要があったというのであるから、保有していた自動車は政務調査活動とそれ以外の活動の両方に用いていたものと推認される。そして、山中優子は、家族旅行をした日に給油したガソリン代について政務調査費を支出していることから、政務調査活動に自動車を使用した場合とそうでない場合とを区別できるような方法でガソリンの給油を行っていなかつたと認められる。そうであれば、本件において山中優子が政務調査費を支出したガソリン代には、政務調査活動以外の目的に使用されている部分が含まれているものと考えられるから、少なくともその一部について、目的外支出であると疑うに足りる外形的事実が立証されたものと認めるのが相当である。

これに対し、あたらしい風は、ガソリン代の総額の2分の1のみを政務調査費として支出したと主張するけれども、計上した金額がガソリン代の総額の2分の1であることを根拠づける具体的な資料はないから、上記疑いを覆すだけの立証があつたとはいえない。

(エ) したがつて、山中優子が支出したガソリン代は、その一部について目的外支出があるといるべきであるが、その割合は不明であるといわざるを得ないから、条理に従い2分の1に按分した限度で政務調査費を支出することを認め、これを超える部分は違法であると認めるのが相當である。

(オ) 他方、駐車料金については、訪問先における時間貸駐車場の料金であることがうかがわれ、かかる費用については、当然に私的利用と混在するものとはいはず、私的利用にかかる料金について政務調査費を支出したことを見かがわせる証拠はない。また、高速料金や八王子視察に係る

費用も同様である。そうすると、これらの支出については、目的外支出であると疑うに足りる外形的事実が立証されたとはいえない。

(カ) よって、調査旅費のうち、ガソリン代 11万5658円の2分の1である 5万7829円は、目的外支出である。

ウ 資料作成費（甲A63の10）

原告は、イエロージャケットへのDPE代 3486円の支出が違法であると主張するのに対し、あたらしい風は、本件訴訟提起後に返還したと主張するのみであり、その違法性について特段争っていない。

よって、資料作成費 3486円は、目的外支出であると認められる。なお、返還の点については、後記3(3)記載のとおりである。

エ 資料購入費（甲A63の8）

原告は、ヨーガ資料代 2500円の支出が違法であると主張するところ、研究研修費における判断と同様の理由から、かかる支出は目的外支出であると推認するのが相当である。

よって、資料購入費 2500円は、目的外支出である。

オ 広報費（甲A63の5）

(ア) 原告は、年賀はがき 1885枚分の代金 9万4250円と印刷代 1万0380円、その他のはがき 60枚分 3000円の合計 10万7630円、議会レポート作成費 110万2920円、ホームページ作成費及び更新作業料 8万1855円並びに地元ミニコミ誌への広告掲載料 6600円の支出が違法であると主張する。

(イ) このうち、地元ミニコミ誌への広告掲載料は、前記ベビーヒーリングタッチ教室の広告掲載料であるというのであるから、研究研修費における判断と同様の理由から、目的外支出であると推認するのが相当である。

また、原告は、ホームページ作成及び更新費用について、プライベートな内容の記載があることから、少なくとも按分すべきと主張するところ

ろ、ホームページ中の「つむぐゆめ日記」は、日記形式で私的活動も含めて記載されていると認められる（甲A16）から、少なくともその一部について、目的外支出であると認めるのが相当である。そして、その割合は不明であるから、条理に従い2分の1を超えない限度で按分した額について政務調査費を支出することを認め、これを超える4万0928円は目的外支出であると認めるのが相当である。

(ウ) 他方、原告は、はがきの購入費用について、交際費に当たるから違法であると主張するけれども、年賀はがきであることやその購入時期のみから、当然に交際費であるとは認められず、他に目的外支出であることをうかがわせる証拠はない。

原告は、議会レポート作成費について、一般の議員活動に関する記事が散見されることなどから、少なくとも按分すべきと主張するけれども、原告主張の事実を認めるに足りる証拠はなく（なお、甲A57は平成21年に発行されたものであり、平成17年度の議会レポートの内容がこれと同様であると認めることはできない。），他に目的外支出であることをうかがわせる証拠はない。

したがって、これらの費用については、原告において目的外支出であると疑うに足りる外形的事実を立証したとはいえない。

(エ) よって、広報費のうち、ホームページ作成費及び更新作業料のうち4万0928円及び地元ミニコミ誌への広告掲載料6600円の合計4万7528円は、目的外支出である。

カ 広聴費（甲A63の3）

(ア) 原告は、ビデオコンサートの会場費及びピアノ使用料7000円の支出が違法であると主張する。

(イ) この点、ビデオコンサートという名称からして、これが本件使途基準にいう「会派等が住民からの市政又は会派等の政策等に対する要望又は

意見を聴取するための会議等」ではないとの疑いが濃厚であり、目的外支出と疑うに足りる外形的事実の立証として十分であるといえる。そうであるにもかかわらず、あたらしい風は、ビデオコンサートの具体的内容について主張立証しないから、これが広聴費を支出し得る会議等に該当するとは認められない。

(ウ) よって、広聴費 7 0 0 0 円は、目的外支出である。

キ 人件費（甲 A 5 3 の 3）

(ア) 原告は、人件費 9 6 万 3 0 0 0 円の支出全額が違法であると主張する。
(イ) しかし、あたらしい風は、議会レポートの資料整理、制作準備や配布等の政務調査活動のための人件費であると主張するところ、山中優子の支出した人件費がこれと異なる目的に使用されたことをうかがわせる証拠はない。また、議会レポートの作成補助や配布活動に要する支出が目的外支出であると認めるに足りる証拠はない。

原告は、N P O 法人たまごママネットの事業報告書に山中優子からの収入についての記載がないことから、同 N P O 法人に対する支出はなかった疑いがあるとも主張するが、上記事業報告書記載の収入のいずれかに含まれている可能性が否定できないから、架空支出であったとはうかがわれない（甲 A 5 4）。

(ウ) よって、人件費について、目的外支出があるとは認められない。

ク 事務所費（甲 A 6 3 の 1 2）

(ア) 原告は、事務所管理費（修繕積立金及び管理費の合計 1 4 万 4 0 0 0 円）、光熱水費等（電話代、ガス代、水道代、電気代、ネット基本料金、ホームページビルダー、ウイルスチェックソフト、H P 更新作業の合計 1 8 万 2 0 9 8 円）、ガス給湯器修理代、掃除機紙パック及びトイレットペーパー等の購入費用 8 2 9 9 円、辻川輝夫宛ての領収書に係る支出 1 万 1 1 6 0 円並びにその他の支出 8 万 7 3 9 5 円が、違法であると主

張する。

- (イ) このうち、辻川輝夫宛ての領収書に係る支出については、領収書の宛名が第三者である以上、当然に山中優子の事務所において使用する物品の購入費用であると認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠もないから、かかる支出は全額が目的外支出であるといわざるを得ない。
- (ウ) 他方、上記以外の支出については、その費目自体から当然に事務所の維持等のために不必要的費用であったとの疑いを生じさせるような支出はなく、他に目的外支出であることをうかがわせる証拠はない。事務所の修繕積立金についても同様である。

もっとも、あたらしい風は、インターネット料金に関し、ホームページの一部に私的活動に関するものが含まれていることを認めている。加えて、山中優子は、ベビーヒーリングタッチ教室やヨガ教室を事務所で行っていたこと也有った（甲A29）というのであり、これらの教室は政務調査費を支出し得ない活動であるというべきであるから、事務所において、市政に関する調査研究活動以外の活動も行っていたものと認められる。

そうであれば、事務所の維持等に要する費用についても、全部について政務調査費を支出することは許されず、一部は目的外支出であったというべきである。そして、目的外支出の割合は不明であるから、事務所費のうち辻川輝夫宛ての領収書に係る支出以外の支出については、条理に従い2分の1を超えない限度で按分した額について政務調査費を支出することを認め、これを超える21万0896円は違法であると認めるのが相当である（計算式：（14万4000円+18万2098円+8299円+8万7395円）×0.5=21万0896円）。

(エ) よって、事務所費のうち22万2056円は、目的外支出である。

ケ　まとめ

以上によれば、山中優子議員関係の支出のうち、目的外支出は、39万9899円と認められる。

(3) 本松洋一議員関係について

ア　調査旅費（甲A63の17）

原告は、費用弁償の際に算出される額に準じた額の旅費を政務調査費から支出することは許されず、支出した実費のみが政務調査費として認められるべきであると主張する。

しかしながら、費用弁償の際に算出される旅費は、出張の際に必要となる経費として合理的な金額を定めたものと解されるから、これに準じた額の旅費を政務調査費として支出することも不合理とはいえない。そして、当該支出に係る出張が、調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査ではなかったことをうかがわせる証拠はない。

よって、調査旅費について、目的外支出があるとは認められない。

イ　資料作成費（甲A63の9）

(ア) 原告は、コピー機のリース料、コピー用紙代及びインク代のうち2分の1を超える部分、駐車場代、電池代並びに名刺代の支出が違法であると主張する。

(イ) この点、あたらしい風は、コピー機を設置している事務所が本松洋一の政治団体であるもとまつ洋一ネットの事務所を兼ねており、政務調査活動以外にもコピー機を使用していたことから、コピー機のリース料については実額を超えない範囲として、その8割相当額を政務調査費から支出することとして収支報告書を減額訂正したものと推認される（甲A4）ところ、減額割合の合理性に疑問があることをうかがわせる証拠はない。

もっとも、上記の訂正理由からすれば、同種の費用であれば按分割合

も同一であるのが原則と考えられるところ、株式会社阪南ビジネスマシンに対する支払は、同種のコピー機リース料と推認されるにもかかわらず、8割相当額に按分しているものと8割を超える額に按分したにとどまるものがある。あたらしい風は、その減額幅が異なる理由について、何ら具体的に説明しないから、8割相当額を超える部分については、目的外支出であると推認するのが相当である。

(ウ) コピー用紙代及びインク代については、コピー機のリース料を按分しているのであれば、その用紙やインク代についても特別の事情がない限り按分すべきものと考えられるところ、あたらしい風は、これらを按分せずに政務調査費を支出した根拠について何ら具体的に説明しないから、これらの支出についても、8割相当額を超える部分については、目的外支出であると推認するのが相当である。

(エ) また、名刺代については、名刺を政務調査活動において用いる場合もあり得ると考えられ、本件規則上政務調査費を充てられない交際費に該当するとはいえない一方、政務調査活動以外にも名刺を使用する場合があることは明らかである。そして、本松洋一において、政務調査活動に用いる名刺とそれ以外の名刺作成に要する費用を区別して支出したことを行うかがわかる証拠もないから、条理に従い2分の1に按分した額についてのみ政務調査費を支出することができるものと認めるのが相当であり、これを超える金額は目的外支出である。

(オ) 他方、駐車場代及び電池代については、政務調査活動を行う中でこれらの費用を支出することは当然にあり得ると考えられるところ、これらの支出が目的外支出であることをうかがわせる証拠はない。

(カ) したがって、資料作成費のうち、コピー機のリース料、コピー用紙及びインク代のうち8割相当額を超える部分及び名刺代の2分の1は、目的外支出である。その金額は、コピー機のリース料が8871円（計算

式：7万0197円 - 7万6657円 × 0.8 = 8871円（円未満切捨て。以下同じ）），コピー用紙及びインク代が2479円（計算式：1万2396円 × 0.2 = 2479円），名刺代が7350円（計算式：1万4700円 × 0.5 = 7350円）の合計1万8700円である。

ウ 広報費（甲A63の6）

原告は、議会報告用印刷物に要した経費合計59万5487円の一部及び暑中はがき代1万円の支出が違法であると主張する。

しかしながら、支出に係る議会報告用印刷物の一つである「もとやんタイムス2007年2月（甲A17）」の内容は、会派等の調査研究活動、議会活動又は市の政策について住民に報告し、宣伝するものであると認められ、他に議会報告用印刷物が使途基準に適合していないことをうかがわせる証拠はない。また、はがきの購入費用についても、暑中はがきであることのみから、当然に交際費であるとは認められず、他に目的外支出であることをうかがわせる証拠はない。

したがって、広報費について、目的外支出があるとは認められない。

エ 広聴費（甲A58）

(ア) 原告は、ガソリン代につき、按分割合の根拠が不明である上、そもそも、広聴費の支出は会議等の開催が前提であり、ガソリン代、洗車代、水抜き剤、車内清掃などカーメンテナンスの経費は広聴活動と関係がないと主張する。

(イ) しかし、要望又は意見を聴取するための会議等を開催する場所に移動するために自動車を使用することはあり得ると考えられるから、広聴費としてガソリン代及び駐車料金を支出することが当然に違法であるとはいえない。

そして、あたらしい風は、ガソリン代について、政務調査活動以外に

使用した部分も含まれていることから、実額を超えない範囲として、その8割相当額を政務調査費から支出することとして収支報告書を減額訂正したものと推認される（甲A4、29）ところ、減額割合の合理性に疑問があることをうかがわせる証拠はない。

(ウ) もっとも、あたらしい風は、広聴費として、水抜き剤、エンジンオイル、洗車、室内清掃といった給油以外の費用を支出しており（甲A58），これらについては、調査研究に有益な費用であるとは認められず、目的外支出であると認めるのが相当である。その金額は、水抜き剤1176円（計算式：1470円×0.8=1176円），エンジンオイル（Mツーリング）3528円（計算式：1260×3.5×0.8=3528円），洗車・室内清掃1427円（領収書の金額からガソリン代を控除した残額の8割相当額。計算式：（4947-122×25.92）×0.8=1427円），撥水洗車ダブル1427円（領収書の金額からガソリン代を控除した残額の8割相当額。計算式：（4897-126×24.7）×0.8=1427円）の合計7558円である。

(エ) したがって、広聴費のうち、7558円は、目的外支出である。

オ 人件費（甲A53の2、63の14）

原告は、事務員が本松洋一の政治団体の会計責任者であることから、按分する必要があると主張するところ、あたらしい風が人件費として給料を支払った樋木道子は、本松洋一の政治団体である「もとまつ洋一ネット」の会計責任者であると認められ（甲A15），人件費に政治団体の活動に対する給料が含まれている疑いがある。そうすると、目的外支出が含まれると疑うに足りる外形的事実が立証されたものといえ、政務調査活動に対する対価部分のみについて政務調査費から支払ったなどの事情がない限り、人件費の一部は目的外支出であると推認されるものというべきである。

しかるに、あたらしい風は、この点について何らの具体的な主張立証を

しないから、その一部について、目的外支出であると認めるのが相当である。そして、その割合は不明であるから、条理に従い2分の1を超えない限度で按分した額について政務調査費を支出することを認め、これを超える26万8475円は、目的外支出であると認めるのが相当である。

カ 事務所費（甲A63の13）

- (ア) 原告は、政務調査活動分と政治団体の活動分とを8対2に按分している点が不当である、プロバイダ料金については、本松洋一のホームページには政務調査と無関係の話題が多く、按分すべきである、領収書の宛名が「もとまつ洋一交流会」となっている部分は違法である、その他にも目的外支出が含まれていると主張する。
- (イ) 事務所費については、本松洋一の政治団体であるもとまつ洋一ネットとの兼用の事務所であったことから、その8割相当額を政務調査費から支出することとして収支報告書を減額訂正したものと認められる（甲A9）ところ、その按分割合が不当であることをうかがわせる証拠はない。
- (ウ) もっとも、KDDI株式会社に対する支払のうち領収書の宛名が「もとまつ洋一交流会」であるものを除いた部分（インターネットプロバイダ等の料金と推認される。）については、按分がされていないところ、本松洋一のホームページ上に政務調査活動以外の私的活動に関する記載が見られる（甲A39）ことから、その一部について目的外支出であると推認される。そして、その割合は不明であるから、条理に従い2分の1を超えない限度で按分した額について政務調査費を支出することを認め、これを超える2万5427円（計算式：（4281円+4234円×11）×0.5=2万5427円）は目的外支出であると認めるのが相当である。
- (エ) また、領収書の宛名が「もとまつ洋一交流会」となっている支出については、宛名となっている第三者について何らの立証もないから、本松

洋一の事務所の経費であると認めることはできない。かかる支出は全額（按分後の金額である3848円。）が目的外支出であるといわざるを得ない。

(オ) 他方、その他の支出は、あたらしい風において目的外支出であることを認めている携帯用歯磨き歯ブラシセット（エルパックトラベルセット）278円を除き、事務所の備品購入費用等であると認められ、目的外支出であることをうかがわせる証拠はない。

(カ) したがって、事務所費のうち、2万9553円（計算式：2万5427円+3848円+278円=2万9553円）は、目的外支出である。

キ　まとめ

以上によれば、本松洋一議員関係の支出のうち、32万4286円は、目的外支出である。

(4) 吉川守議員関係について

ア　調査旅費（甲A63の15）

原告は、高速道路回数券について何に用いられたのか不明である、ガソリン代として支出されたか疑問であると主張するけれども、これらの支出が架空のものであるとか、目的外支出であることをうかがわせる証拠はない。なお、原告は、吉川守が、平成20年度以降、ガソリン代を按分して政務調査費を支出していると主張するけれども、これを認める証拠はない。

よって、調査旅費について、目的外支出があるとは認められない。

イ　広報費（甲A63の4）

原告は、簡易書留又は定形外で1通だけ発送するというのは広報費の用途として不自然であると主張するけれども、そのことのみでは目的外支出であると疑うに足りる外形的事実を立証したとはいえない。

よって、広報費について、目的外支出があるとは認められない。

ウ　広聴費（甲A63の1）

原告は、会議費の支出につき、店側に領収書のただし書の記載を求めておらず、不自然であると主張するけれども、そのことのみでは目的外支出であると疑うに足りる外形的事実を立証したとはいえない。

また、原告は、茶菓子を含む飲食代を広聴費として使用することは会派内で統一されていないと主張するけれども、会派内での不統一があることと、本件使途基準に適合する支出であるか否かとは関係がないから、上記判断を左右しない。

よって、広聴費について、目的外支出があるとは認められない。

エ 人件費（甲A53の1）

原告は、事務員2名を雇用するような事務量はなく、雇用の事実自体疑わしいと主張する。

しかしながら、雇用自体が虚偽であると疑うに足りる証拠はない。また、事務員2名は、交代で週2日から3日ずつ勤務しており、時給は800円から850円であったという証人吉川守（以下「証人吉川」という。）の供述を前提とすれば、計算上あり得ない金額を支出しているとはいえない。

もっとも、後記のとおり、吉川守の事務所は使用実態がなかったものであるから、事務員らは、吉川守の自宅兼後援会事務所において勤務していたものと認められるところ、自宅兼後援会事務所においては後援会活動が行われていた（証人吉川）というのであるから、事務員らも後援会活動との兼務であったと推認するのが相当である。

そして、政務調査活動に従事した割合は不明であるから、条理に従い2分の1を超えない限度で按分した額について政務調査費を支出することを認め、これを超える74万5640円（計算式：149万1280円×0.5=74万5640円）は目的外支出であると認めるのが相当である。

オ 事務所費（甲A63の11）

（ア）原告は、事務所が政務調査活動用の事務所とは認められず、固定電話

代とコピー機のリース料についても後援会事務所用である、携帯電話代は按分すべきであると主張する。

(イ) あたらしい風が賃料を政務調査費として支出した事務所（以下「本件事務所」という。）には、平成22年頃当時、エアコン、木製机、椅子、事務机及びパソコンやプリンター等の事務用品が設置されており、長机及びパイプ椅子等が設置された十数人が一度に集まることが可能な空間がある一方、インターフォン、郵便受け、トイレ、電話機及びコピー機が存在しなかったものであり、事務所としての機能を十分に備えていたとはいひ難い状態であった（丙I6、7）。

また、平成18年4月15日発行の住宅地図には、本件事務所が「倉庫」と表示されており（甲A35），本件事務所には、平成17年当時、看板も掲げられていなかった（丙I15，証人吉川）というのであるから、事務所としての外観を有していなかったものと推認される。

さらに、吉川守が堺市選挙管理委員会委員長に提出した同年10月30日付けの証票交付申請書には、立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地を記載する欄に吉川守の自宅兼後援会事務所の所在地の記載がある一方で、本件事務所の所在地の記載がなかったものであり（甲A38、51），本件事務所は、吉川守において事務所として使用している認識がなかったものと考えられ、少なくとも記載を失念してしまう程度の存在であったものと認められる。

以上に加え、本件事務所は、吉川守の自宅兼後援会事務所から30メートルに満たない距離にあり（甲A33、35），後援会事務所のほかに事務所を賃借する必要性に疑問があることや、平成22年頃に本件事務所に掲げられていた看板に記載された電話番号は、吉川守後援会の電話番号と同一であったこと（甲A19、丙I7）をも考慮すると、吉川守は、平成17年度当時、本件事務所を恒常的に事務所として使用して

いなかったものと認めるのが相当である。

これに対し、あたらしい風は、自宅兼後援会事務所では手狭であるため、人数の集まる集会を開く際等に本件事務所を使用していたものであり、固定電話については、自宅兼後援会事務所に親機を置き、子機を本件事務所に置いていたことにより、通信も十分に可能であったなどと主張する。

しかし、吉川守は、監査委員に対し、平成20年度における本件事務所の利用状況として、地域意見交換会を年10回、市民相談を月に4から6回実施していたほか、調査研究を必要に応じて行っていた旨回答している（丙I10）ところ、これを前提としても、自宅兼後援会事務所で実施することのできない可能性があるのは地域意見交換会のみと考えられるのであって、年に10回程度開催する会議のために、月額15万円もの賃料を支払って事務所を賃借する必要性があるとは認められず、上記あたらしい風の主張を採用することはできない。

よって、本件事務所の賃料を支払うことが、調査研究活動に必要又は有益であるとは認められないから、賃料の支出は180万円全額が目的外支出であると認めるのが相当である。

(ウ) また、あたらしい風は、固定電話代、コピー機のリース料及び携帯電話代について、2分の1を超える金額については返還すべきことを認めており、その按分割合が不合理であることをうかがわせる証拠はないから、16万4162円（計算式：7万1176円×0.5+12万0711円×0.5+13万6437円×0.5=16万4162円）が目的外支出であると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、固定電話とコピー機が後援会活動用であると主張するけれども、上記のとおり、吉川守は、本件事務所を恒常に使用していなかったものであり、自宅兼後援会事務所において政務調査活動

をも行っていたと認められることから、固定電話やコピー機についても後援会活動と政務調査活動の兼用であったと推認されるのであって、後援会活動のみに用いていたとは認められない。

(エ) よって、事務所費のうち、196万4162円（計算式：180万円+16万4162円=196万4162円）が目的外支出である。

カ まとめ

以上によれば、吉川守議員関係の支出のうち、目的外支出は、270万9802円である。

3 返還すべき金額について

(1) 上記のとおり、あたらしい風は、平成17年度の政務調査費のうち、343万3987円について目的外支出をしたと認められる。あたらしい風は、政務調査費を充当し得る他の支出の存在について全く主張しないから、上記金額について不当利得が成立するものと認められる。

(2) 付帯請求について

原告は、平成19年5月1日を起算日とする遅延損害金を請求するよう求めている。

しかし、同日までに堺市が相手方に対し請求した事実を認めるに足りる証拠はなく、あたらしい風が同日時点で遅滞に陥ったことの主張立証はない。あたらしい風は、訴訟告知書の送達日の翌日である平成20年10月22日を起算日とすべき旨主張しており、かかる主張は、同日に堺市から請求を受けたことを認める趣旨と解されるから、同日以降の遅延損害金の支払義務を認めるのが相当である。

(3) 訴訟提起後の返還について

前記前提事実記載のとおり、あたらしい風は、平成24年10月30日、堺市に対し、平成17年度政務調査費の返還金として20万3826円を返還しているところ、返還金はまず上記(1)の343万3987円に対する遅延

損害金に充当すべきである。そして、訴訟告知書の送達の日の翌日である平成20年10月22日から弁済日である平成24年10月30日までの確定遅延損害金は69万1031円（計算式：343万3987円×（4+9÷365）×5% = 69万1031円）であり、充当の結果、上記返還日時点での確定遅延損害金の残金は48万7205円となる。

第5 結論

以上によれば、あたらしい風は、堺市に対し、392万1192円及び内343万3987円に対する上記返還日の翌日である平成24年10月31日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を返還する義務があり、被告において当該請求を怠ることは違法である。

よって、原告の請求は主文記載の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山 田 明

裁判官 吉 野 内 謙 志

裁判官 柏 分 宏 和

これは正本である。

平成 25 年 2 月 27 日

大阪地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 磯 崎 博

主張一覧表

(別紙)

中山優子議員(当時)関係

項目	原告が違法であると主張する内容及び支出金額	原告の主張	被告・あたらしい風の主張
研究研修費	ベビーヒーリングタッチ教室及び大人のためのヨガ教室の運営費(合計5万4000円) (甲A63の2、ただし書に「交通費」「ベビーマッサージ交通費」「ヨガ会場費」と記載のもの)	<p>ベビーヒーリングタッチ教室は、中山議員が私人となった現在も行っているものであり、私的任意活動である。ヨガ教室も、地域の親睦活動の意味合いが強く、私的任意活動である。</p> <p>研究研修費における研究研修の主体は、あくまで会派又は会派の意を受けた議員等でなければならない。しかし、これらの教室は、市内外の住民を対象として講習を行ったものであり、目的外支出以外のなにものでもない。中山議員は住民の意見聴取という目的を述べるが、それは議員の本来の職務であって研究研修には該当しないし、中山議員は教室開催日に視察等の日程をこなしており、自身が講習に参加したから考えられない。また、住民意見を聴取するなら、堺市の事業(まちかど子育てサポートーム、あかちゃん広場)を利用することができたはずであり、限られたごく一部の住民しか参加できない教室で意見を聴取するのは不適切である。ベビーヒーリングタッチ教室は、中山議員の政治団体が協賛会員のリンク先となっているように、中山議員の選挙活動の一環であり違法である。</p>	<p>ベビーヒーリングタッチ教室の開催は、幼い子を持つ親の率直な思いを聞き、会話する中で、若い世代や家庭の抱える課題を知り、市政に関する種々の政策提言に活用していく。</p> <p>教室開催日に中山議員自身が参加できなかったときは、スタッフが聞き取りをしている。原告のいう駅街宣は毎回夕方に行ってるので、中山議員が教室に参加していたときも当然あった。</p> <p>若い親たちが、この教室をきっかけとして市民生活に目を向け、新たに市政と関わっていくようになってくれることも教室開催の目的の一つである。</p> <p>ヨガ教室の開催も介護予防にヨガが有効であることを市民に体験してもらうことにより、福祉政策に対する提言に資する意見を聴取し、もって議会における審議能力を向上させるものである。</p> <p>「中山優子とつむぐゆめ」のバナーについては、「いるかくらぶ」にバナーを掲載する際、試作品として作った「中山優子とつむぐゆめ」が誤って登録されてしまったものである。</p>
	与謝野晶子倶楽部の年会費及び参加費(合計5500円) (甲A63の2の1行目、9行目)	一般市民が自費で会員となったり、参加したりする催しに研究研修費を充てて会員となり、フォーラムに参加したからには、一般会員や一般参加者とは違うどのような研究研修がされたのか具体的に示され、議会の審議能力が活性化されたといえることが必要である。そうでなければ、私的に入会し参加した団体の会費であって、政務調査費を充てることは許されない。	与謝野晶子倶楽部へ参加することで、様々な女性問題への关心が深まり、男女平等への問題提起(公文書からの不必要的性別記載削除、委員会での差別発言にただ一人意見書を委員長に提出、庁舎や公的施設内での男女別色分け廃止などの提案など)をしたり、堺市内唯一の「緑ヶ丘母子ホーム」に関し、安全面、施設面から改善を要望したりするに至っている。また、与謝野晶子倶楽部会員達との交流から、市民の中で与謝野晶子がどのように認知され、評価されるのかを知ることによって、市の観光行政に関する政策提案の可能性が生まれている。
調査旅費	ガソリン代及び駐車料金等(合計17万6858円) (甲A63の16)	自動車の使用キロ数の記録がなく、私的な使用分との区別が不可能である。また、本松議員は広聴費としてガソリン代を計上しており、会派としての統一的見解もなく粗雑な扱いを行っていることがうかがわれる。 中山議員は監査委員に対し按分したと述べているが、領収書と支払伝票の金額は同額であり、按分した形跡はない。また、家族旅行中に支出されているなど、私的利用が推定される例もあり、日常的に目的外利用がされていたと考えられる。	中山議員のガソリン代は、私的利用のものが含まれていたため、その総額の2分の1のみを調査旅費とした。そして、調査旅費の金額に見合う領収証を提出しようとして誤って私的利用の領収証やガソリン代以外の領収書を提出することになったものである。
資料作成費	DPE代(3486円) (甲A63の10)	中山議員は、3万1500円の写真撮影費を自ら取り消しているが、イエロージャケットへのDPE代3486円を取り消していない。	訂正を失念していたものであり、既に取り消して返還済みである(丙I20,21)。
資料購入費	ヨガ資料代(2500円) (甲A63の8)	研究研修費に関する主張に同じ	研究研修費に関する主張に同じ
広報費	年賀はがき1885枚分の代金(9万4250円)と印刷代(1万0380円)、その他のはがき60枚分(3000円)の合計10万7630円 (甲A63の5)	年賀はがき代やその印刷代は、本件規則6条2項1号の交際費である。また、60枚分のはがき代も、購入時期からみて挨拶状であると推認され、交際費に該当する。	年賀はがきの裏面には、「堺市議中山優子の議会ればーと臨時号」と表記しており、年賀の挨拶は一切省略し、政務調査活動に関する事項を記載しているのであって、広報費として認められるものである。
	「議会レポート」作成費(110万2920円)、ホームページ作成費及び更新作業料(8万1855円)、地元ミニコミ誌への広告掲載料(6600円) (甲A63の5)	一般的の議員活動に関する記事が散見され、政務調査によって得られる情報を市民に周知するという本来の目的よりも、中山議員自身を広報する内容であるミニコミ誌の広告(6600円)はベビーヒーリングタッチ教室の告知広告であって、政務調査費から支出すべきではない。ホームページ作成及び更新料8万1750円は、ホームページには政務調査活動に無関係のプライベートな内容及び一般議員活動の記録も含まれていているため、支出額は按分されなければならない。	「議会ればーと」は、専ら調査研究活動を広報するための機関紙であるから、広報費として適法である。 ホームページ作成及び更新料は、議員の政務調査活動に資するためにホームページを開設し、これを維持するための経費として支出したものである。 広告は、ベビーヒーリングタッチ教室の活動は政務調査活動に該当するところ、その広告であるから、政務調査費からの支出が認められるものというべきである。

項目	原告が違法であると主張する内容及び支出金額	原告の主張	被告・あたらしい風の主張
広聴費	ビデオコンサートの会場費及びピアノ使用料(7000円) (甲A63の3)	ビデオコンサートの会場費及びピアノ使用料7000円が支出されているが、政務調査との関連が不明である。	実質的に住民から市政又は会派等の政策等に対する要望や意見を聴取するための会合であれば、その開催が予め場所や日時を決めていない会合であっても、その開催に要した経費は広聴費としての支出が認められるというべきである。また、仮に催事において参加者が何らかの利益を受けているとしても、それが住民としての市政や会派等の政策等に対する意見や要望を聴取した実態がある場合には、当該催事は政務調査活動と認めるのが相当である。
人件費	調査アルバイト料(96万3000円) (甲A53の3)	NPO法人たまごママネットに対する人件費は、ベビーヒーリングタッチ教室に関する支出とみられるが、これが私的任意活動であることは前述のとおりである。また、辻川や鈴木に対する人件費は、議会活動の配布等に関する支出とみられるが、これが山中議員自身の広報であることは前述のとおりである。NPO法人の事業会計収支計算書によると、山中議員からの事業収入が記載されておらず、整合がなく支出自体が信用できない。「議会ればーと」の配布のためのアルバイト(約81人)も、1年を通じて支払われており、年4回の「議会ればーと」の配布以外の事務にも従事させていた可能性があらし、「議会ればーと」の内容次第では全額を政務調査費から支出することは許されない。	平成18年3月15日、NPO法人たまごママネットに対し、政務調査事務を依頼したことによるアルバイト料として、3万円を支出したものである。 「議会ればーと」の配布に限らず、その資料整理、制作準備等の事務も含まれている。 また、仮に「議会ればーと」に調査研究活動以外の記事が掲載されていたとしても、調査研究活動の広報たる意義が失われることがない以上、その配布等のための人件費の支出は適法というべきである。
事務所費	事務所管理費(修繕積立金及び管理費の合計14万4000円)、光熱水費等(電話代、ガス代、水道代、電気代、ネット基本料金、ホームページビルダー、ウイルスチェックソフト、HP更新作業合計18万2098円) (甲A63の12)	山中議員は政治団体「山中優子とつむぐゆめ」の活動や私的活動を事務所で行っていたにもかかわらず、事務所費の按分がされていない。所有するマンションの修繕積立金(月6000円)は、自己資産の価値向上につながる経費であるから、政務調査費から支出することは許されない。また、管理費(月6000円)についても、政治団体の活動や私的活動にも用いられていたから、按分すべきである。光熱水費や固定電話代合計9万6345円、インターネット料金等8万5753円も按分すべきである。	修繕積立金については、事務所として使用するに必要な限度の将来生じる修繕費の支出に当てるための積立金であって、自己資産の価値向上に資するものではない。また、事務所においては政治団体活動や私的活動を行っておらず、政治団体活動による光熱水費や固定電話代は含まれていない。インターネットのホームページに私的活動に関するものが従たるものとして含まれているが、その割合実態を明らかにすることは困難であるから、その負担割合は最大その2分の1以内とするのが相当と思料する。なお、インターネット基本料金の2分の1である3万1374円は既に返還済みである(丙I20, 21) 環境整備目的の事務所費については、事務所として使用するに必要かつ相当な支出であり、これらは事務所費に含まれる。事務所で使用する物品の領収証の一部が事務員辻川の夫(辻川輝夫)名義を名宛人とする領収証になっていることは認めるが、これは当該事務員が量販店におけるポイントを得るためにしたものであり、それら物品は事務所において使用しているから、政務調査費からの支出が許される。その他、当該事務所については、政治団体としての使用実態はないから、政務調査費の按分支出の必要性は認められない。
	ガス給湯器修理代、掃除機紙パック、トイレットペーパー等の購入(8299円) 辻川名の支出(1万1160円) その他の支出(8万7395円) (甲A63の12)	掃除機紙パック、扇風機・スリッパ、トイレットペーパー、訂正印・領収書、給湯器修理代合計8299円は、政務調査とは関係のない環境整備のための経費であり、政務調査費から支出することは許されない。領収書の宛名が「辻川」となっているプリンターインク代、PP用紙代1万1160円は、政務調査費から支出することはできない。その他、事務所の経費は政治団体分と按分すべきである。	

本松洋一議員(当時)関係

項目	原告が違法であると主張する内容及び支出金額	原告の主張	被告・あたらしい風の主張
研究研修費			
調査旅費	出張旅費(グリーン車料金等)(11万0500円(うちグリーン車料金1万0300円))(甲A63の17)	出張旅費は、議員の費用弁償制度における定額方式を準用するとの規定は設けられておらず、実費弁償(証拠方式)とすべきであり、領収書等のないものは全て返還されるべきである。また、本松議員が定額方式を正当と考えるのであれば、一部のグリーン車料金を返還するのではなく、全てのグリーン車料金を返還すべきである。	費用弁償は調査研究活動全般に対して支弁されるものではないから、費用弁償の対象とは認められない調査研究活動に要した調査旅費は政務調査費として証拠方式に限定することなく、支弁することが許容されていると解するのが相当である。 本松議員が政務調査活動のため、八王子市議会、川崎市宮前区への視察に要した費用であり、適法である。
資料作成費	コピー機レンタル料・リース料(25万6212円)、名刺代(1万4700円)、コピー用紙等(1万2396円)、駐車場代等(3425円)(甲A63の9)	一部の費目について8対2に按分しているが、根拠が示されない以下とすべきである。 この点をおくとしても、阪南ビジネスマシンに対するコピー機レンタル等の支出(10万5561円)について、8対2の按分がされていない。また、一事務所で2台のコピー機をリースする必要性を明らかにされたい。コピー用紙代やインク代(1万2396円)、場代及び電池代(3425円)は資料作成費には該当しない。有限会社アートメディアを支払先とする1万4700円は名刺代であるとみられ、議員個人の活動経費である。	実額を上回ることがないと認められる一定額を算定し、その一部を政務調査費から支出したものである。名刺代についても、政務調査活動に用いた名刺の作成代金に限って政務調査費から支出したものである。原告の指摘する経費の支出は、法令の趣旨に反するものではない。
資料購入費			
広報費	議会報告用印刷物の一切の経費(59万5487円)、暑中はがき代(1万円)(甲A63の6)	一般の議員活動に関する記事が散見され、政務調査によって得させるという本来の目的よりも、本松議員自身を広報する内容で暑中はがき代1万円に政務調査費を充てることは許されない。機45万3337円についても、内容が全て政務研究内容の報告であつて政務調査費から支出することはできない。また、領収書の金額とも2150円も郵送物の内容が調査研究と無関係なものが含まれていると同様に按分すべきである。	暑中見舞いはがきであっても、議員が郵送する場合、議会活動や市の政策に触れるのが一般的である。そうであれば、その購入費は広報費としての側面を有することを完全には否定できず、調査研究活動のための支出としての合理性ないし必要性を失うとまでは言い切れない。 機関誌は、専ら市政に関する調査研究内容を掲載したものであり、郵送料は、これらの送付に要した費用であり、適法である。
広聴費	ガソリン代(按分後の金額13万6359円)、駐車料金(7280円)(甲A58)	自動車の使用キロ数の記録がなく、私的な使用分との区別が不明は調査旅費としてガソリン代を計上しており、会派としての統一を行っていることがうかがわれる。 駐車料金を除く広聴費を8割で按分しているが、その割合の根も、ガソリン代、洗車代、水抜き剤、車内清掃などカーメンテナンスがない。広聴費の支出は会議等の開催が前提であり、議員活動代や、駐車場代は会議の開催との関連が不明である。	ガソリン代の項目については、各議員がその政務調査研究活動の種別に応じてその支出項目を決定したものである。 実質的に住民から市政又は会派等の政策等に対する要望や意見を聴取するための会合であれば、その開催が予め場所や日時を決めていない会合であっても、その開催に要した経費は広聴費としての支出が認められるべきである。また、仮に催事において参加者が何らかの利益を受けているとしても、それが住民としての市政や会派等に対する意見や要望を聴取した実態がある場合には、当該催事は政務調査活動と認めるのが相当である。
人件費	53万6950円(甲A53の2、63の14)	本松議員が支出した人件費は、事務員のアルバイト料であるが、団体の会計責任者であり、事務所費と同様に按分する必要がある	同人は本松洋一の政治争う。
事務所費	事務所賃借料(98万0800円)、固定電話代(11万2408円)、携帯電話代(1万7550円)、インターネット通信料(5万0855円)、パソコン関連支出(3万5830円)、電気代(3万0836円)、デジカメケース等(1万4478円)、領収書の宛名が異なる分(4810円)(甲A63の13)	本松洋一は、住民監査請求で指摘されたことを受けて、政治団体分を收支報告書から減額したが、その割合は支出分の2割に割合を過大認識している。 事務所賃借料のみならず、固定電話代や携帯電話代について、政務調査分が8割というのは不当に高い比率である(按分円、携帯電話代11万7550円)。KDDIに対するプロバイダ料金5議員のホームページには政務調査とは関係のない話題が多く、出することは許されない。また、領収書の宛名が「もとまつ洋一交円分は、私的利用分である。パソコン関連の支出3万5830円にて電気代3万0836円も8割の按分率は不当に高い。事務用品や飲食デジカメケース等の一部物品1万4478円については、政務調査費を充てることは許されない。	本「もとまつ洋一ネット」の活用が8割であるとしたものであり、その按分割合は妥当である。 政務調査事務所の利用実態及び事務所機能の重要性に照らし、政務調査活動としての利用「もとまつ洋一交流会」名の領収書に関する支出は、研究研修費又は広報費としての側面を有していると認められ、私的利用はない。 その余の支出についても、携帯用歯磨き歯ブラシセット(278円)を除き、事務所の維持管理費又は備品の購入として、本件使途基準に適合する。

吉川守議員関係

項目	原告が違法であると主張する内容及び支出金額	原告の主張	被告・あたらしい風の主張
研究研修費			
調査旅費	高速道路回数券(2万0200円), ガソリン代(20万6525円) (甲A63の15)	吉川議員は、高速回数券代金として2万0200円を支出しているが、どのような調査に用いられたのか明らかでない。 ガソリン代として合計20万6525円を支出しているところ、ガソリン代として支出されたか否かが不明である上、仮にガソリン代として支出したとしても、按分すべきである。 また、吉川議員は、領収書の公開が義務付けられるようになった平成20年度以降、ガソリン代を按分支出しており、このことからしても、全額が政務調査活動に使われたとは考えられない。	吉川議員の高速道路利用回数券は、地域まちづくりの先進地である、大阪市、神戸市、奈良県等へ移動する際に阪神高速や近畿道等の高速有料道路を利用したことによる料金支払に充当したものであり、ガソリン代は、その際に使用したガソリン代金である。
資料作成費			
資料購入費			
広報費	1670円(甲A63の4)	簡易書留又は定形外で1通だけ発送するというのは広報費の使途として不自然である。	政務調査研究活動の一つとして取り組んでいた、地域まちづくりに関する資料を郵送するための料金等であると思われる。
広聴費	7万4869円(甲A63の1)	会議費の支出につき、店側に領収書のただし書の記載を求めておらず、不自然である。また、茶菓子を含む飲食代を広聴費として使用することは会派内で統一されていない。	実質的に住民から市政又は会派等の政策等に対する要望や意見を聴取するための会合であれば、その開催が予め場所や日時を決めていない会合であっても、その開催に要した経費は広聴費としての支出が認められるというべきである。また、仮に催事において参加者が何らかの利益を受けているとしても、それが住民としての市政や会派等の政策等に対する意見や要望を聴取した実態がある場合には、当該催事は政務調査活動と認めるのが相当である。 当該年度において、証拠書類の様式に制限はなかったものであり、吉川議員の領収書は証拠書類として是認されていた。なお、会派内においては、茶菓子を含む飲食費を広聴費として支出することと統一していたが、山中議員はこれを除外するという独自の見解を広報活動として表明していたものである。
人件費	149万1280円(甲A53の1)	吉川議員の事務所費及び人件費以外の政務調査費からの支出は少額であり、政務調査活動の事務量を物語っている。すなわち、事務員2名を雇用するに相当するような政務調査の事務量は存在せず、雇用の有無そのものが信用できない。また、比較的活発な活動がみられる後援会において、経常経費が一切発生しておらず不自然である。吉川議員の人件費支出は信用できない。	吉川議員は、地元における地域まちづくり研究を自身の政務調査活動の基本テーマとして長年取り組んでおり、その成果の一部が「住民発意・参加・協働型まちづくりに関する研究（丙I3）」であるところ、吉川議員の政務調査活動がこのような地域に密着した調査研究であることから、他の議員と比較して事務所費及び人件費の支出の比重が大きいのである。 吉川議員は、政務調査活動を具体的に行っており、後援会活動の経費を政務調査費から支出したことはない。
事務所費	事務所賃料(180万円), 固定電話代(7万1176円), 携帯電話代(12万0711円), コピー機リース代(13万6437円) (甲A63の11)	吉川議員が政務調査用と主張する事務所は、同議員の自宅兼後援会事務所から約20メートル離れたところにあり、トイレがなく、専用の固定電話がなく（子機のみ）、実父が所有し、月額15万円の賃貸借契約を締結し、第三者には倉庫として認識されており、監査請求の時点まで公表されておらず、後援会事務所は平成16年に約4250万円の借入れをして建て替えられていることなどからすると、不自然であり、政務調査活動のための事務所であったとは認められない。 固定電話代7万1176円は、後援会事務所用であったから、政務調査費から支出することは許されない。また、コピー機リース代13万7346円については、政務調査活動用と主張している建物の内部に複写機は認められないと、後援会事務所にコピー機を設置しているにもかかわらず、後援会経費に費用が計上されていないことからすると、政務調査費からの支出は許されないというべきである。携帯電話代12万0711円については、使用実態に照らして按分すべきである。 平成18年5月報告の市議会議員の資産報告書において、事務所賃借の際の敷金は「貸付金」欄に記載することとされており、ただし、生計を一にする者に対する敷金である場合には記載しないこととされていた。吉川議員が平成17年3月に賃貸借契約を締結したにもかかわらず、平成18年の資産報告書に敷金の記載がないことは、賃貸人である父保氏と吉川議員が生計を一にする親族であることが理由であると理解するほかなく、賃料の支払は本件使途基準に適合しない。	後援会事務所の広さは約10畳程度で、集会参加人数は最大限7~8名と手狭であり、使用目的を異にするため、別途事務所を設置したのである。 事務所には固定電話の子機が設置されており、これは専ら政務調査活動のために使用されていたものである。親機は後援会事務所に設置されていたことから、その2分の1を政務調査費から充当することが相当である。コピー機についても、後援会事務所に設置し、政務調査用に使用していたものである。 携帯電話代、コピー機リース代は、利用実績の割合を明らかにすることは困難であるから、政務調査費による負担割合を2分の1以内とするのが相当であると思料する。 吉川議員とその父保氏とは、生計を一にしない親族の関係にある。吉川議員と父保氏は、平成17年1月18日から同一建物において生活しているが、吉川議員及びその妻子と父保氏とは生活費を別にしていている。 なお、吉川議員に係るコピー料金、携帯電話代及び固定電話代の2分の1である16万8966円については、既に返金済みである（丙I20, 21）